

富山市ZEH導入補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、富山市補助金等交付規則（平成17年規則第36号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、富山市ZEH導入補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ZEH（ゼッチ） ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（Net Zero Energy House）の略称。外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギー等を導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支が概ねゼロとすることを目指した住宅（以下「ZEH」という。）
- (2) 国ZEH補助金 国がZEHの普及促進を目的として実施する事業のうち、別表第1に記載する事業に基づく補助金

(補助金の交付)

第3条 市長は、富山市内の住宅のZEH化を促進するために、国ZEH補助金の交付を受けた者に対し、予算の範囲内で、補助金を交付する。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 第5条に規定する補助対象住宅に居住していること。
- (2) 市税を滞納していないこと。
- (3) 富山市省エネルギー機器等導入補助金の交付申請を行っていないこと。ただし、富山市省エネルギー機器等導入補助金交付要綱別表第1に定めるペレットストーブの申請については、この限りでない。
- (4) 市が実施する「チームとやまし」に登録し、2年間、環境家計簿への入力を行うこと。

(5) 富山市暴力団排除条例（平成24年富山市条例第13号）第2条に規定する暴力団員でないこと又は暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有していないこと。

（補助対象住宅）

第5条 補助金の交付の対象となる住宅は、次の各号に掲げる要件の全てを満たすものとする。

(1) 市内の戸建住宅であること。

(2) ZEHを新築又は購入、若しくは既存住宅の改修によりZEH化すること。

(3) 国ZEH補助金の額確定通知を受けたZEHであること。

（補助金の額）

第6条 補助金は、1戸当たり20万円を限度として、国ZEH補助金における補助対象経費から国ZEH補助金額を除いた額に対し、交付することとする。

（交付の申請等）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助申請者」という。）は、別に市長が定める期限までに、富山市ZEH導入補助金交付申請書（様式第1号）に別表第2に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は前項の交付申請を先着順に受け付けるものとする。

3 市長は、提出された交付申請の補助金の額が予算の範囲に達した日又は予算の範囲を超える日をもって申請の受付を停止できるものとし、受付を停止する日に複数の申請があった場合は、当該複数の申請について抽選を行い、受け付けた申請に係る補助金の交付額の合計が予算を超えない範囲で受け付ける者を決定できる。

（交付の決定等）

第8条 規則第19条の規定により、規則第5条の交付の決定及び規則第13条の額の確定の手続を併合するものとする。

2 前項の規定により併合した規則第5条及び規則第13条の通知は、富山市ZEH導入補助金交付決定通知書兼補助金額確定通知書（様式第2号）により行うものとする。

3 市長は、補助金の交付決定に当たり、申請者に対して必要な条件を付すことができる。

(補助申請者の協力)

第9条 補助申請者は、市長から補助事業の効果検証及び市が取り組む脱炭素化の推進に係る事項について協力を求められたときは、やむを得ない理由がある場合を除き、これに応じるものとする。

(処分の制限)

第10条 補助申請者は、第8条第2項に規定する通知の通知日から6年を経過するまでの間は、市長の承認を受けないで、当該補助対象住宅の処分（譲渡、交換、貸付け、廃棄、担保に供することその他の補助金の交付目的に反する行為をいう。以下同じ。）をしてはならない。

2 補助申請者は、前項の承認を受けようとするときは、あらかじめ富山市ZEH導入補助金財産処分承認申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、処分を承認することと決定したときは、富山市ZEH導入補助金財産処分承認通知書（様式第4号）により、補助申請者に補助金の全部又は一部を返還させることができる。ただし、天災等による破損その他の自己の責めに帰すべき事由以外の事由で当該補助対象住宅を処分する場合は、この限りでない。

4 前項の規定により補助金の返還を求めるときは、補助事業等により取得し又は効用の増加した財産の処分等の取扱いについて（平成16.06.10会課第5号、平成16年6月10日付け大臣官房会計課通知）を準用し、残存簿価相当額は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表第10に基づく定率法で算出する。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第11条 市長は、補助申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、第8条の規定による交付の決定を富山市ZEH導入補助金交付決定取消通知書（様式第5号）にて取り消すことができる。この場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

- (1) 交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (2) この要綱及び市長の指示に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (4) 補助申請者が、第4条第5号に該当することが判明したとき。
- (5) 前条第3項の承認を受けないで補助対象住宅を処分したとき。
- (6) その他市長が相当の理由があると認めたとき。

(補助金の経理)

第12条 補助申請者は、補助金に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整備し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後6年間保存しなければならない。

(調査)

第13条 市長は、補助金に係る予算の適正な執行を期するため、必要に応じて、補助対象住宅の状況等について、調査することができる。

(細則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

対象となる国ZEH補助金名称	担当省庁
令和4年度 戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）化等支援事業のうち「ZEH支援事業」（仮称）	環境省
令和4年度 ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス実証事業のうち「次世代ZEH+実証事業」（仮称）	経済産業省

別表第2（第7条関係）

添付書類
<ul style="list-style-type: none"> ・ 富山市ZEH導入補助金交付申請書 明細書 ・ 国ZEH補助金の額確定通知書の写し ・ 補助対象住宅の新築、購入又は改修にかかる契約書（工事契約書等）の写し ・ 補助対象住宅の新築、購入又は改修代金の支払に係る領収書の写し ・ 市税の納税証明書（原本であって発行から3か月以内のもの）（令和4年1月2日以後に富山市へ転入してきた者については、納税証明書不添付理由書） ・ 住民票の写し（原本であって発行から3か月以内かつ本籍地及びマイナンバーの記載のないもの） ・ 補助対象住宅全体のカラー写真 ・ 太陽光パネルが設置された屋根のカラー写真 ・ HEMSのカラー写真 ・ 蓄電システム、家庭用燃料電池、V2H充電設備（充放電設備）、太陽熱利用温水システムを導入した者は、導入した機器全体のカラー写真 ・ 補助対象住宅の所在地のわかる地図 ・ その他市長が必要と認める書類

様式第1号（第7条関係）

年度富山市ZEH導入補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）富山市長

（申請者）住所 〒 _____

_____ 富山市 _____

フリガナ
氏名 _____

電話 _____

年度において、富山市ZEH導入補助金の交付を受けたいので、富山市ZEH導入補助金交付要綱第7条第1項の規定により、次のとおり申請します。

記

交付申請額	, 000円（千円未満切捨て）
国ZEH補助金額 確定通知日	年 月 日
チームとやまし	チーム名： 代表者名： 登録メールアドレス： _____ @ _____

- 私は、交付要綱第4条のとおり、「チームとやまし」に登録し（登録済の者を除く。）、富山市ZEH導入補助金の確定通知日の翌年度の4月から2年間、環境家計簿を利用し、富山市へ発電量及び売電量等を報告します。
- 私は、富山市省エネルギー機器等導入補助金（定置型蓄電池及び燃料電池（エネファーム））の申請は行いません。
- 私は、交付要綱第10条第3項及び第11条のとおり、補助金の返還について承諾します。

【事業請負者】（工事施工会社、販売会社等）

会社名		
住所	〒 (_____)	
担当者名		申請に関する連絡先
電話番号		<input type="checkbox"/> 左記担当者 <input type="checkbox"/> 申請者本人

年度富山市ZEH導入補助金交付申請書 明細書

【申請者】

(フリガナ)	
氏名	

事業費	(1) 補助対象経費	円
	(2) 補助対象外経費	円
	(3) (1)と(2)の合計(領収金額)	円
	(4) 国等の補助金	円
補助対象経費 (A)	(1) - (4)	円
交付上限額 (B)	200,000円	
補助金交付申請額 (AとBのうちいずれか少ない額)	_____, 000円 (千円未満切捨)	

【設置機器】

必須	<input type="checkbox"/> 太陽光パネル
	<input type="checkbox"/> HEMS
該当者のみ	<input type="checkbox"/> 蓄電システム
	<input type="checkbox"/> 家庭用燃料電池
	<input type="checkbox"/> V2H充電設備 (充放電設備)
	<input type="checkbox"/> 太陽熱利用温水システム

【工事請負業者】

住所	〒 (-)
会社名	
代表者名	(印)

様式第2号（第8条関係）

富山市ZEH導入補助金交付決定通知書兼補助金額確定通知書

第 号
令和 年 月 日

様

富山市長 印

年 月 日付けで交付申請のありました富山市ZEH導入補助金については、富山市ZEH導入補助金交付要綱第8条第2項の規定により、次のとおり交付を決定し、併せて補助金額を確定しましたので通知します。

記

- | | |
|------------|---|
| 1 補助金交付決定額 | 円 |
| 2 補助金確定額 | 円 |

（交付決定の取消し等）

この交付決定にかかわらず、富山市ZEH導入補助金交付要綱第10条の規定により、市長が補助対象住宅の処分について承認した場合、補助金の全額又は一部の返還を請求することがあります。

また、富山市ZEH導入補助金交付要綱第11条の規定により、補助申請者が次のいずれかに該当すると市長が認めるときは、補助金の交付決定の取り消し及び補助金の全額の返還を請求することがあります。

- （1）交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき
- （2）富山市ZEH導入補助金交付要綱及び市長の指示に違反したとき
- （3）偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき
- （4）補助金の使途が、富山市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団及び暴力団員の利益になるものと認められるとき
- （5）市長の承認を受けずに補助対象住宅を処分したとき
- （6）その他市長が相当の理由があると認めたとき

富山市ZEH導入補助金 財産処分承認申請書

年 月 日

（宛先）富山市長

（申請者）住所 〒 _____

フリガナ

氏名 _____

電話 _____

年度富山市ZEH導入補助金により取得した財産を下記により処分したいので、富山市ZEH導入補助金交付要綱第10条第2項の規定により、承認して下さるよう申請します。

記

- 1 財産処分承認申請者
- 2 品目
- 3 取得価格
- 4 取得年月日
- 5 処分予定年月日
- 6 処分の方法
- 7 処分の理由
- 8 処分予定価格

様式第4号（第10条関係）

富山市ZEH導入補助金 財産処分承認通知書

第 号
令和 年 月 日

様

富山市長 印

年 月 日付けで申請のありました富山市ZEH導入補助金 財産処分承認申請については、富山市ZEH導入補助金交付要綱第10条第3項の規定により、次のとおり承認します。

記

- 1 処分を承認する財産
- 2 処分を承認する補助対象財産の所在地
- 3 交付済補助金額
- 4 補助金返還額
- 5 承認理由

様式第5号（第11条関係）

富山市ZEH導入補助金交付決定取消通知書

第 号
令和 年 月 日

様

富山市長 印

年 月 日付け第 号により交付決定した富山市ZEH導入補助金については、富山市ZEH導入補助金交付要綱第11条の規定により、交付を取り消したので通知します。

記

1 取り消し理由